

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大
大（琉球行政主席等の任期延長）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43446

在米大來往信電

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <i>平</i>	符号表示 暗 <i>452</i> 略 <i>平</i>	※ 総第 06 184 号
※ 第 <i>184</i> 号		※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 MAR 6 20. 32
YYYYYY		大至急 (至急) 普通・LTF ※ 発電係 <i>加藤</i>

(※印刷内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 <i>米北 1</i> 起案 昭和 46 年 3 月 6 日 起案者 <i>加藤</i> 電話番号	主管局部課(室)名 <i>米北 1</i> 起案 昭和 46 年 3 月 6 日 起案者 <i>加藤</i> 電話番号
協議先 <i>(電報連絡)</i>		
在 <i>米</i> 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて <i>外務</i> 大臣 発		
電 在 大使 臨時代理大使 報 総領事 代理 あて		
件名 <i>首席等任期延長問題</i> <i>(沖繩電報第20号(總番第1142号)転送)</i>		

(沖繩来往信電)

(昭和四二・七一改正)

GB-1

漢

字
濟

134

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <i>平</i>	符号表示 暗 <i>456</i> 略 <i>平</i>	※ 総第 06 186 号
※ 第 <i>186</i> 号		※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 MAR 6 20. 32
YYYYYY		大至急 (至急) 普通・LTF ※ 発電係 <i>加藤</i>

(※印刷内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 <i>米北 1</i> 起案 昭和 46 年 3 月 6 日 起案者 <i>加藤</i> 電話番号	主管局部課(室)名 <i>米北 1</i> 起案 昭和 46 年 3 月 6 日 起案者 <i>加藤</i> 電話番号
協議先 <i>(電報連絡)</i>		
在 <i>米</i> 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて <i>外務</i> 大臣 発		
電 在 大使 臨時代理大使 報 総領事 代理 あて		
件名 <i>首席等任期延長問題</i> <i>(沖繩電報第20号(總番第1142号)転送)</i>		

(沖繩来往信電)

(昭和四二・七一改正)

GB-1

漢

字
濟

134

外務省電信案 (分類)

機密表示 (秘・秘の未印)	符号表示 暗 略 平	※ 総第 06 185 号
	※ 第 745 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 MAR 6 20.32

YYYYYY 大至急・至急・普通・LTF 発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 北米第1課	主管局部課(室)名 北米 起案 昭和46年3月6日 起案者 加藤 電話番号
---	-------------	--

協議先 (電話連絡)

在 米 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて 外務 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
転 報 総領事 代理 あて

件名 首席等任期延長問題

(沖繩報 203号 (総番 1142号) 転電)

GB-1

電信課長
150

沖繩米往信電

秘密表示 (未印)

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	1		1
付			
属			

發送日 昭和46年3月18日
処理日
発信 タイプ 校 査

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 米北1 第 435 号 公 信 昭和 昭和46年3月17日 日付
起案 昭和 46 年 3 月 16 日

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課	起案者 電話番号 十田野 2466
---	------------------------------	----------------------

協議先

受信者 在米 牛場大使
発信者 愛知外務 大臣

写送付先 (希望發送日) 月 日

件 名 公 信 転 報 (主 席 等 任 期 延 長 問 題)

米北第 435 号
昭和 46 年 3 月 17 日

在米大使殿

外務大臣

公信転報(主席等任期延長問題)

本件に関する下記公信(1)通を転報する。

記

46年3月8日沖繩 発本大臣 あて 第118号

付属添付

GA-4

外務省

(回覧番号) 2035, 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平	総第 04 165 号
第 1845 号	昭和 年 月 日 時 分 秒 3 4 21.39	
大至急・至急・普通・LTF	発着係	

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 アメリカ局北米才一課 起案 昭和 46 年 8 月 4 日 起案者 電話番号 後 2464
---	-------------------------------	---

協議先
条約課長
安全保障課長
(スミ)

在米牛場 (大使) 臨時代理大使
総領事 代理 あて 外務大臣 臨時代理

在沖繩高瀬 (大使) 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 行政主席及び立法院議員の任期延長

沖繩来電第284号に因り。

本件については 冒路電の琉球立法院の決議あり、3月25日伊屋良主席発高瀬并務官宛書簡により、主席及び立法院議員の任期を大統領行政命令第6節(a)項の(初)初節(b)項

(※印内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

代
三
漢
只
済
み

281

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

高等弁務官は本件促進に極めて熱心である。
 4. 本件改正のタイミングはオキナワ協定の上院審議のタイミングとは全く無関係に進められることになるう。
 (了)

秘

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	総第 12 070 号
第 174/3 号	昭和 46 年 8 月 12 日 16 時 37 分発	
大至急・至急 普通 LTF		発電係 (了)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長了 参事官了 北米才一課長 了	主管局部課 (室) 名 アメリカ局北米才一課 起案 昭和 46 年 8 月 12 日 起案者 有地 電話番号 5-田 2484
--	-----------------------------------	--

協議先

在米半場 大使 臨時代理大使
総領事 代理 外務大臣 臨時代理

電 報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あり

件名 大統領行政命令の改正

在沖繩米才 866号 轉電 (総番 40050)

字 済

264

(※印内は電信係記入)

沖繩米往信電

(昭和四三七一改正)

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 暗 略 平 暗	総第 12 171 号
Y Y Y Y	第 4673 号	昭和 年 月 日 時 分 秒 46 8.12 19.53
大至急 (至急・普通・LTF)	発電係	(5)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 米局長 起案 昭和46年8月2日 起案者 米北一課長 (加藤)
------------------------------------	------------------------------	---

協議先

条約局長 情報文化局長
条約課長 報道課長

米大使 臨時代理大使
在 沖繩 高瀬大使 総領事 代理

電報 在 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 あり

件名
大統領行政命令改訂の件
(限定配布)
米米電第2225号及び沖繩米電第866号に關し
12日在京米大統領マヤマン参事官口橋
アメリカ局参事官を来訪の上、本件につき
要旨次の如く述べた。とりまじり。
(1) 米国に於て本件改訂手続は進捗をみせ

電信課長
漢

286

添付内は電信課記入

沖繩米米信電 (昭和四二七一改正)

GB-1

2

→ 1、2週間内 早ければ来週中には
大統領の署名を完了した運びとなった。
署名の時期については 確定次第により
前迄に 日本側に通報する。
(2) 改訂の内容と(2)日、大統領行政命令
第6節(a)項を「立憲院議員及び
行政主席の任期を復帰の日まで延長
する」との趣旨を明らかにする。とされた。
(3) 米側は署名時に 別電の如き「リリース
(回つたことによる)をしないこと
を望む (当然、米側は「琉球
と日本に言及する」を求め、「琉球
政府及び沖縄住民の意向に鑑み、
本件措置のとりかたは、この趣旨
を明らかにし、早くは進捗をみせ」

GB-3

外務省

組
替
D
25

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘 無期限	符号表示 (暗) 略 平 第 1732 号	総第 16 034 号 昭和 47 年 8 月 16 日 15 時 37 分 発電係 (+)
------------------------------------	-----------------------------	--

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 アメリカ局長 起案 昭和46年8月16日 起案者 電話番号 Take 2465
---	-------------------------------	---

協議先

在米 牛嶋 大使 臨時代理大使
総領事 代理
あて 本村 大田 務

電報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名
フランク 高野 参事官との会談 (行政命令改訂等)
(経過配布)

(沖波来電 4878号 (総番号 40489) 転送)

(1)

(※印欄内は電信課記入)

沖波来往信電 (昭和四二七一改正)

GB-1

字
済

49

組
替

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘 無期限	符号表示 (暗) 略 平 第 1733 号	総第 16 035 号 昭和 46 年 8 月 16 日 15 時 45 分 発電係 (+)
------------------------------------	-----------------------------	--

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 アメリカ局長 起案 昭和46年8月16日 起案者 電話番号 Take 2465
---	-------------------------------	---

協議先

在米 (牛嶋) 大使 臨時代理大使
総領事 代理
あて 本村 大田 務

電報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名
フランク 高野 参事官との会談 (行政命令改訂等)
(経過配布)

(沖波来電 4879号 (総番号 40490) 転送)

(1)

(※印欄内は電信課記入)

沖波来往信電 (昭和四二七一改正)

GB-1

字
済

49

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極 秘 無 期 限	符号表示 暗 略 平 合第 4688 号	総第 16 117 2 号 昭和 46 年 8 月 16 日 19 時 34 分
部の内 号	大至急 (至急・普通・LTF)	発電係

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課 (室) 名 アメリカ局長 起案 昭和 46 年 8 月 16 日 起案者 Type 電話番号 2465
--	-------------------------------	--

協議先 2478
条約課長

在 米 中 場 大 使 臨時代理大使 (臨時代理)
中 磯 萬 穂 総領事 代理 於 本 村 大 臣 発
電 報 在 大 使 臨時代理大使 於
総領事 代 理 於

件名
琉球の存続の延期延長問題
(既定配布)
往米北(合第4613号AW)
中磯電米電第899号に依り。
~~米側~~ 方針に依り検討の結果 冒頭
米側が方針米側新聞発表案を以て
とあり 修正は米側が申し入れた
のみ 電報に依り

済

199

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

1. 中 2115277 の UNANIMOUS
RESOLUTION の UNANIMOUS を 削除。
(17 票の賛成に代り 12 票の)
(本件決議に反対票を投じなかった)
"UNANIMOUS" は 事実上 反対?)
2. 中 2115277 の (1) WELCOMES THIS
ACTION AND HAS を 削除 (57 票)
命令改訂問題は 米琉間の問題であり
と云ふ、日本側が米側から 琉球政府に
先んじて 事前に通報を受けたことは
いかなる表現を以てして 理由として
閣僚上好し(可)、(2) WILL
WOULD に 修正、(1) 末尾の OF THE
RYUKYUS を 削除。
本電に依り: 米・沖 (3)

GB-3

外務省

極秘
無期限
部の内
号

付属検査済

局長
秘書

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	1	3
付	hosh		
戻			

発送日 昭和46年8月19日
処理日
発信 受信 検査

文書課長 (印) 公信案 (分類)

公信番号 米北1合 第 3523 号 公信日付 昭和 昭和46年8月19日 日

大 臣	主管	起案 昭和 46年 8 月 18 日
政務次官	アメリカ局長	
事務次官	参事官	
外務審議官	北米第一課長	
外務審議官		起案者 電話番号 2465
官房長		

協議先

受信者 在米 才場 七 氏
2-2 在米 浅野 吉岡 代表代理
発信者 本村 大臣 臨時代理

写送付先 (希望発送日)

件名 琉球政府行政主席等の任期延長問題

19 1

GA-2 外務省 回覧番号

米北1合 第3523 号
昭和46年8月19日

外務大臣

(件名) 琉球政府行政主席等の任期延長問題

引用公・電信 日付・番号 米北1合 第 4688 号

標記の件について、8月17日アメリカ
閣議審議官から在米米長にヤ一マ
審議官と話し合ひ、その結果の記録等
を添付の米北1合に別添1部送
付する。 本件送付は 米 沖津等

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

(※印は文書課記入)

GA-2-1 外務省

(回覧番号 2197) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 暗 略 平 略	※ 総第 20 213 2 号
※ 第 4829 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 46.8.20 19.58	
大至急・至急 普通・LTF	※ 発電係	

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米一課長	主管局部課(室)名 米局長 起案 昭和46年8月20日 起案者 米北一課 (電話番号 2465)
-------------------------------------	------------------------------	--

協議先

条約局長 情報文化局長
条約課長 報道課長

米 中 坊 大 使 臨時代理大使
在 沖 縄 総 領 事 代 理 外 務 大 臣 務 務 代 理 長

電 在 大 使 臨時代理大使
報 報 總 領 事 代 理 長

件名
大統領行政命令改訂問題
(限定配布)
往電米局長合オ 4688 号に1回し、

20日在京米大使館 シヤーマン参事官より
可成り急ぎの次第あり、本電内容に於いては遺憾なく伝へられたり。
北米一課に対し要旨次々と連絡を成した。
米側プレスリリース案に付き
冒頭往電の(本側)コメントは本館関係
省庁の同意を乞ふ、右を盛り込んだ最終案口

写 済

改訂案文とともに 既にホワイトハウスに
送付されし。大統領の署名日(11)に
付すは未定であり、その確認は困難と
思われ、國務省としては署名の未週
早々に付すべく努力を期行して、
付すべく前広に日本側に通報する事
最善の努力を尽した。

又、屋良主席に付しては、米側として敢て
前広に通報を付すこと(11)意向で
あり、大統領署名日以前に確認でき
た場合は発表の要す時向、然し
た場合は発表と同時位に通報する事と
機密保持上の観点から付すことと
す。

本電付送：米、沖縄

GB-3

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印) 極秘 無期限	符号表示 暗 略 平	総第 09 052 号
第 2021 号	昭和 年 月 日 時 分 秒 46.9.9 15.38	
大至急・至急 普通・LTF	発電係	(18)

主管 大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 アメリカ局長 起案 昭和47年9月9日 起案者 電話番号 True 2465
---	-------------------------------	--

協議先

在米 牛場 大使 臨時代理大使
総領事 代理

電報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名
大統領行政命令改訂
(改定配布)
(沖況本誌 #975号 (巻号 #46008) 転送)

漢

北米才

写濟

89

(※印刷内は電信課記入)

沖繩東往信電

(昭和四二七一改正)

GB-1

(回覧番号 7433) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印) 平 文	符号表示 暗 略 平	総第 11 146 2 号
第 5427 号	昭和 年 月 日 時 分 秒 46.9.11 15.50	
大至急・至急 普通・LTF	発電係	47

主管 大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年9月11日 起案者 電話番号 北米 2465
---	-------------------------------	--

協議先
条約課長 法規課長 安全保障課長

在米 米牛場 大使 臨時代理大使
沖繩高畑 総領事 代理

電報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名
大統領行政命令改訂問題
(11日 在米米大使館より)
琉球政府行政主席及び立法院議員の任期

至 沖繩復帰延期延長等に関する件

行政命令改訂は 大統領の署名を完了

7:11-7:07 10日 16:00 (当地時間 11日

5:00) 発表工事は (通報) 越 LTF.

漢

写濟

118

(※印刷内は電信課記入)

沖繩東往信電

(昭和四二七一改正)

GB-1

2

(沖繩にも112も準備委員会に271 同趣旨
を通報予定の由)

2. 改訂自衛隊部分のテキスト、プレス発表文章
コピー入手の上空送ありT=11。

本電石2名：米、沖繩

(7)

GB-3

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 (平)	総第 11 151 号
平文	※ 第 2049 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 46.9.11 16.07
	大至急・至急 普通・LTF	※ 発電係

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長了 参事官了 北米第一課長	主管局部課(室)名 朱北一 起案 昭和 46 年 9 月 11 日 起案者 須田 電話番号 2498
--	---------------------------------	---

協議先

在 米、半場 (大使) 臨時代理大使
総領事 代理 臨時代理
あて 佐藤 外務大臣 発

電 報 在 大 使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 大統領行政命令改訂

先沖繩来電 ~~米北~~ 米 985号 電報
(総 46568)

(3)

(※印欄内は電信課記入)

沖繩来信電 (昭和四三・七一 改正)

GB-1

写済

24

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 平	符号表示 略 平	総第 11 152 号
	※ 第 2050 号	昭和 46.9.11 年 月 日 時 分 発
	大至急・至急・普通・LTF	※ 発電係 5

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和 46.9.11 日 起案者 須田 電話番号 2498
---	-------------------------------	---

協議先

在 **米, 牛場** (大使) 臨時代理大使
総領事 代理 あて **佐藤外務大臣** 発

電 在 大使 臨時代理大使 あて
報 総領事 代理

件名 **大統領行政命令改訂**

如沖繩来電 ~~986号米北~~ **986号** 軽電
(送 46569)

()

漢

写、済

410

(※印欄内は電信課記入)

沖繩来信電

(昭和四三・七一 改正)

GB-1

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 平	符号表示 略 平	総第 11 153 号
	※ 第 2051 号	昭和 46.9.11 年 月 日 時 分 発
	大至急・至急・普通・LTF	※ 発電係 6

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和 46.9.11 日 起案者 須田 電話番号 2498
---	-------------------------------	---

協議先

在 **米, 牛場** (大使) 臨時代理大使
総領事 代理 あて **佐藤外務大臣** 発

電 在 大使 臨時代理大使 あて
報 総領事 代理

件名 **大統領行政命令改訂**

如沖繩来電 **987号** 軽電
(送 46570)

()

漢

写、済

240

(※印欄内は電信課記入)

沖繩来信電

(昭和四三・七一 改正)

GB-1

秘密表示 (朱印)

取扱注意

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	1	3
付			
区			

昭和46年9月16日
 発送日
 処理日
 発信 検査

文書課長 (印) / 公 信 案 (分類)

公 信 番 号	北1合 第 3935 号	公 信 日 付	昭和 46 年 9 月 16 日
大 臣	主 管	起 案 日 付	昭和 46 年 9 月 14 日
政 務 次 官	アメリカ局長了	起 案 者	北地 2465
事 務 次 官	参 事 官 了	電 話 番 号	
外 務 審 議 官	北米才一課長 代		
外 務 審 議 官			
官 房 長			
協 議 先			
受 信 者	北米 牛場 大佐 在沖繩 高橋 大佐	発 信 者	佐藤 大佐 臨時代理
写 送 付 先		(希望発送日)	
件 名	琉球政府の外部常設立法院議員任期延長問題 (関係資料送付)		
GA-2	16 務省	回覧番号	

北合第3935号

昭和46年9月16日

在外公館長殿

外務大臣

(件名) 琉球政府の外部常設立法院議員任期延長問題 (関係資料送付)

引用公・電信 日付・番号 三沖混米発 985号

今般本省の北米牛場大佐の
 関係資料をとり送付した。貴館
 (外務部) 参考として同資料別添2部
 送付した。

北地 2465 米 沖洋署

※ 付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

GA-2-1 外務省

沖繩米往信(電)

写

取扱注意

札合第3935号

昭和46年9月16日

在外公館長殿

外務大臣

(件名) 琉球政府の改正席及び立派院議員
任期延長問題 (添付資料送付)

引用公・電信
日付・番号 三沖送東電第985号

今般本省に於いて標記の問題は

1. 添付資料をとり送るものあり。貴館

(以外部) 参考として同資料別添2部

送付する。

本件送付先 米、沖洋等

※ 付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (代) 付属船便 (郵)

GA-2-1

外務省

総務課 3
秘書課 2

北米課一課長

取扱注意

省内配布表

昭和46年8月2日現在

主管課 米一 担当官 杉

資料名	琉球政府の改正席及び立派院議員任期延長問題の送付					
発年月日	46.9.13.	作成部数	100 <th>配布日</th> <td>9.14</td>	配布日	9.14	
科	配布先	部数	配布先	部数	配布先	部数
E4	大臣	3	F2	移	近	長
	政次	1	F1	査	参	参
	事次	2			書	参
	万博代				近	系
B4	外審	1			了	協
	外審	1				規
						規
B4	官長	1	B6	政	経	長
	総	1		北	次	参
	書	1		中	参	政
A5	儀	1		東	参	軍
	長	1		東	総	経
	儀	1		西	質	社
C4	文	1			統	科
	記	1	B7	米	国	専
	電	1		参	之	
C2	会	1	D7	北	資	情
	営	1		北	源	参
B8	厚	1	B7	保	万博	進
	計	1		中		内
	給	1	A7	南	経	外
	調	1		南	協	文
	査	1		南	長	長
	参	1		南	参	之
E5	企	1		政	政	
	画	1	D6	長	国	研
	析	1		参	技	大
	調	1		参	企	阪
	査	1		西	協	
	図	1	D5	西	協	
	領	1		西	理	
F2	移	1		東		
	参	1		東		
	領	1		東		
	旅	1		洋		

注1. 極秘文書配布の際には「部数」欄は一連番を記入すること。
2. 電子計算機による管理の対象とすることを希望する資料は必ず「部数」計算機室へ配布すること。

南後普田

昭和46年8月

琉球政府行政主席及立法院議員
任期延長問題 関係資料

ア+リカの北米一課

目次

1. 北米各領	1
2. 米例新命発表	3
3. 大統領の公令(法律部分)	7
4. 琉球政府行政主席任期延長問題 関係経済	11
(1) 立法院決議	11
(2) 行政主席要請書前	15
5. 行政主席の任命、選挙等、経済	18
6. 琉球政府の推移	20
7. 琉球政府の行政主席及び公令の 関係	23

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

2
△ (行政) 本日署名された命令は、
琉球政府の基本的章程と1957年
「行政主席及び立法院議員の任期延長を
定める大統領行政命令改正の発出に際す
る米側新聞発表案」
号を改正するものである。(仮訳)

9 10
4 6 8 1 7
米 北

- 大統領は、
- 琉球政府行政主席と立法院議員の任期を琉球諸島の日本国への復帰まで延長することを定める、大統領行政命令第107/3号の改正が、本日署名された本措置は、琉球政府行政主席の公式の要請、並びに仮に現行行政命令の定めるところに従い選挙が1/1月に行なわれる場合、行政主席及び立法院議員は(復帰後日本国法令に従い選挙が行なわれるまでの短期間)に限り任務を行なうこととなる旨を指摘した立法院の決議に応じて執られたものである。選挙の延期は、琉球諸島に対する施政権の日本国への円滑かつ秩序ある移転に資することとなる。

日本政府は、新生沖縄県における選挙が復帰後間もなく行なわれることを確認している。

琉球諸島の施政権を定める大統領行政命令第107/3号は、1957年6月5日に発出され、その後1962年3月19日、1965年12月20日、1968年1月31日に改正された。

83. 大統領行政命令(法律部分)

(注 下記ア-イ各部分が今回の改正
により追加された。なお改正部分に
米北一俵款。その他各部分に琉球
政府法施行編纂「琉球現行法規集
」に於す。)

第6節 (A) この命令に別段の定めがあ
る場合を除く。琉球政府の立法机关

一院制の立法^府に属す。立法府の議
員は、1962年に琉球法改正に於て直接選

挙により選出されるものとす。その後、
3年の任期に於て3年毎に選出される。

~~本改正の効力発生の日に在り
ての立法府の議員は行政主席の任期に~~

(但し大分協定に於ては、その効力発生の日に在りての協定
琉球協定)に於ては、その効力発生の日に在りての協定
に於ては、その効力発生の日に在りての協定
に於ては、その効力発生の日に在りての協定

(横折)

→が、本改正の効力発生の日に在りての
行政主席の任期は、琉球協定に
大分協定に於ては、その効力発生の日に在りての協定
に於ては、その効力発生の日に在りての協定

(D) 八
(1) 八

行政主席は、琉球住民がこれを選挙し、投票の最多数を
得た者をもつて行政主席とする。ただし、投票総数の四分
の一以上の得票がなければならぬ。行政主席は、立法院
議員と同じ日に選挙され、その任期は、これらの立法院議
員と同一とし、任期満了後は後任が就任するまで在任する
ものとする。この最初の行政主席選挙は、一九六八年十一

琉球列島の管理に関する(大統領)行政命令
一九六八年一月三十一日行政命令第一一三九五
号
一九五七年六月五日行政命令第一〇七一
号
第三次改正

昭和四十三年八月二十一日
外務省アメリカ局北米課

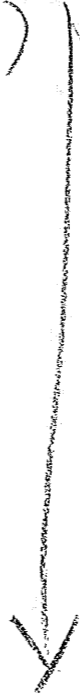
(英文)

Section 6. (a) The legislative power of the Government of the Ryukyu Islands, except as otherwise provided in this order, shall be vested in a legislative body consisting of a single house. Members of the legislative body shall be directly elected by the people of the islands in 1962, and triennially thereafter, for terms of three years,

Provided that the term(s) of office for incumbent members of the legislative body, and Chief Executive as of the effective date of this Amendment, shall extend until the date of reversion of the Ryukyu Islands to Japan.

(entry into force of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Ryukyu Islands and the Nansei Islands.)

(1972)



4
2

月に立法院議員選挙と同じ日に行なり。立法院は、法をもつて行政主席選挙の手續を制定し、行政主席になるための資格条件を決定し、かつ、欠員を補う必要がある場合の特

別選挙について規定するものとする。
(2) 現職行政主席の後任を選ぶ選挙又はその欠員を補う選挙が高等弁務官の定める適当な期間内に行なわれない場合は、高等弁務官は、後任が正式に選出されるまで在任すべき行政主席を任命することができる。

出所「琉球政府法務局編集第一法規出版株式会社刊行」琉球現行法規総覧」

Section 8. (b) (1) The Chief Executive shall be elected by the Ryukyu Islands. The person having the greatest number of votes shall be the Chief Executive, provided that he shall have received at least one-fourth of the total number of votes cast. The Chief Executive shall be elected on the same day as are the members of the legislative body and shall serve a term concurrent with the term of the members of the legislative body and thereafter until his successor takes office. The first such election of the Chief Executive shall be on the same day as the legislative elections in November 1968. The legislative body shall by law establish procedures for the election of the Chief Executive, determine the qualifications for the office of Chief Executive, and provide for special elections when necessary to fill a vacancy.
(As amended by EO 11263, 1965; EO 11395, 1968)

(2) In the event that a Chief Executive is not, within a reasonable period of time, as determined by the High Commissioner, elected to succeed an incumbent or to fill a vacancy, the High Commissioner may appoint a Chief Executive who shall serve until a successor is duly elected.
(As amended by EO 11263, 1965; EO 11395, 1968)

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

条約課長

4. 琉球政府行政在解任期延長
内題南洋経済 (1967年参事)

46.8.11
米北一

(1) 1968年1月31日

琉球3島の管理に關する行政命令第11395号に
關し、大統領署名
(1957年6月5日行政命令第10713号の
第3次改正)

要旨: (1) 行政主席は琉球住民の之を選挙し、
投票の最多数 (但し総投票数の4分の1
以上) を得た者は行政主席とす。
(2) 立法院議員と同様に選挙。

(1) 任期は立法院議員と同じ(3年)。

(2) 任期満了後は後任の就任を待たず。

(3) 最初の行政首選挙は1968年11月立法院議員選挙と同じ日に行われ。

(2) 1968年2月1日

琉球政府行政首選挙の(案)の二つについて、大石公使が説明。

(3) 1968年2月1日

アムカ-高野が行政首の琉球政府立法院議員の4名の在任期間を演説。

(4) 1968年11月10日

琉球政府行政首の立法院議員選挙。

(5) 1968年12月1日

行政首の就任。

(6) 1971年2月5日

沖縄復帰計策委員会議決。行政首及び立法院議員の復帰時迄の任期延長を

採択し、行政首の答申。

(7) 1971年3月5日

琉球政府立法院は「沖縄の復帰に伴う行政移行の際の暫定措置に関する要請」

(琉球政府案)及び「行政首及び立法院議員の任期延長に関する要請」(半国

政府案)の各決議案を去り可決。

(8.) 1971年3月25日

尾崎首相に書翰(在土外務省及び
夏井省務省宛)を以て。前記6.7.1に

おんがす行政主幹及び在法関係員の
御起程の件に付御措置を以てし要請。

付函(2) (行政主務長官宛)

総 渉 第 5 8 号
1971年3月25日

外務大臣 愛 知 揆 一 殿

琉 球 政 府
行政主席 屋 良 朝 苗



行政主席および立法院議員の任期延長について
(要請)

祖国復帰の準備にあつては格段のご高配をたまわり、感謝申し上げます。

さて、復帰に向けて問題が山積する中で、本年11月30日に期限切れとなる行政主席・立法院議員の任期の取扱いが各方面において論議・検討されています。

当政府としては、3月5日の立法院議会の決議ならびに2月5日の当行政府の詰問機関たる復帰対策県民会議の答申を尊重し、任期を復帰の日まで延長することが適当であり、かつ、望しいとの結論に達し、高等弁務官に対し別添のとおり要請いたしました。本土政府においても、外交経路を通じその実現方を折衝していただきますようお願いいたします。

琉 球 政 府

北米法 閣議(1) (横119)
付函(1) 立法院決議

行政主席及び立法院議員の任期延長方に関する要請決議
施政権返還を来々早急に迎え、その対策が急がれているが、当院においては、県政への移行を円滑に行なうための準備に万全を期すべく努力を続けている。

琉球列島の管理に関する行政命令によると行政主席及び立法院議員の任期は、きたる十一月末日までとなつてゐるが、新たに選出される行政主席及び立法院議員の任期は、復帰の日までの数箇月間でありその選挙に貴重な時間と精力を注ぐことよりも、むしろ現在の任期を復帰の時まで延長して、県政移行の諸準備に専念させることが望ましいことであると思われ。

よつて琉球政府立法院は、現在の行政主席及び立法院議員の任期を復帰の日まで延長するよう特別の措置を講ぜられたく院議をもつて要請する。

右決議する。
一九七一年三月五日

アメリカ合衆国大統領
琉球列島高等弁務官 宛

琉 球 政 府 立 法 院

總 渉 第 5 8 号
1 9 7 1 年 3 月 2 5 日

高 等 弁 務 官 殿

琉 球 政 府
行 政 主 席 屋 良 朝 苗

行 政 主 席 お よ び 立 法 院 議 員 の 任 期 延 長 に つ い て
(要 旨)

県民待望の本土復帰が1972年中に実現することになり、政府はもとより全県民挙げてその準備に取り組んでおります。しかしながら、4分の1世紀に及ぶ行政の分離は、社会、経済の各面にわたって本土の制度との間に相違を生じさせ、復帰準備を進めるには、いろいろと複雑で困難な作業を必要としております。

復帰準備の重要な事項の一つとして、1971年11月30日に期限切れとなる行政主席および立法院議員の任期の問題があり、その取扱いについては各方面において論議され、検討されております。当行政府としては、下記の意見を取り入れ、大統領行政命令第6節(a)項の規定にかかわらず、それぞれの任期を復帰の日まで延長することが適当であり、かつ、望ましいと思っておりますので、必要な措置がとられるよう合衆国政府へご進達くださるようお願いいたします。

琉 球 政 府

記

- 1 立法院が3月5日の本会議において、主席、立法院議員の任期を復帰時まで延長するより、その法的措置を日米両政府に要請する旨の決議を行なったこと。
- 2 復帰に向けて県民の意見を広く徴するために設けた当行政府の諮問機関である復帰対策県民会議が2月5日開催の会議において、11月に予定されている選挙を実施しないことが望ましい旨の決定をし、主席に答申したこと。

琉 球 政 府

課長

カ、

5. 行政主席の任命、選挙等の経緯

(第)

(1) 1957年6月5日 行政命令第10713号により、
行政主席は高等行政官が、立法院の代

表者として任命されることになった。

(2) 1965年12月20日 行政命令第11263号改正により、立法院が

行政主席を指名できることになったが、任命権者は従来

どおり高等行政官とし、かつ、立法院が適当な主席指名を

行わないか、あるいは高等行政官が必要と認めるときは自ら

任命できることになった。

(3) 1968年1月31日 行政命令第11395号改正

により、行政主席は臨時行政委員の選挙に

逆出

より、投票総数の多い者が4年91票

獲得することになり、最長投票数を獲得し

た者が行政主席となることになった。

注. 立法院議員のついで、当初1957年6月5日

行政命令第10713号により、2年間の任期

として臨時行政委員の選挙により選出さ

ることになったが、1962年3月19日 行政

命令第11010号^(改正)により任期を3年とするこ

と改正された。

条約課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

5. 琉球行政の推移 ~~（国合行政）~~

66. 8. 13
第 21

(1) 歴代 琉球行政の行政長官

初代 比嘉晋平 (52. 4. 1 ~ 56. 10. 25)

2代 与向隆剛 (56. 11. 11. ~ 59. 11. 10)

3代 大田政作 (59. 11. 11. ~ 64. 10. 31)

4代 松岡政保 (64. 10. 31. ~ 68. 11. 30)

5代 屋良朝苗 (68. 12. 1. ~ 現在)

(2) 歴代行政の推移

(1) 後述の時の顧問長 (即川知政司)

行政長官 屋良朝苗

副長官 ④ 知念朝功

経済局長 ④ 仲休栄春

企画局長 ④ 曾根信男

主務局長 ④ 糸洲一雄

次務局長 岩本利男

農林局長 翁長林正

漁業局長 ④ 河川東晴

建設局長 ④ 宮里栄一

厚生局長 山川文雄

労働局長 仲松常幸

文政局長 中山興岳

警察局長 (注) 新垣慎吉

官庁文書長 宮岡春良

入道局長 宮良長英

(注) 1969年8月12日 官庁文書長に改称

(2) 今後、異動

1970. 10. 12	経済局長	菅川 清
1971. 5. 18	主幹局長	新垣 茂治
1971. 8. 4	副主幹	宮里 裕正
	経済局長	新垣 茂治
	企画局長	宮里 栄一
	主幹局長	院部 博
	通商局長	喜久川 敏
1971. 8. 9	建設局長	中村 栄春

(3) 行政改革取組進捗、推移 (1953年以降)

年度	行政	立法院	裁判所	合計
1953	7,433	97	167	7,697
1954	7,448	97	168	7,713
1955	7,449	108	168	7,725
1956	7,252	127	229	7,608
1957	7,499	127	238	7,864
1958	7,946	127	272	8,345
1959	7,923	134	304	8,361
1960	9,036	134	316	9,486
1961	9,252	135	324	9,711
1962	9,487	137	341	9,965
1963	9,974	140	367	10,481
1964	12,094	143	374	12,611
1965	12,094	146	381	12,621
1966	12,885	149	388	13,422
1967	14,957	151	414	15,522
1968	15,263	171	447	16,381
1969	15,866	174	478	16,618
1970	17,040	174	494	17,708
1971	17,235	174	495	17,904

6. 臨時政府の行政主席が欠けた場合の
 1. 連立議院 規程

臨時政府官典 (1952.2.29 第09号 府令第68号)
 [行政副主席の取務]
 第17条)

行政副主席は、行政主席の委任する行政事務を行
 ない。且つ、行政主席不在の時又は行政主席に事故
 ある時は、その期間中行政主席の取務を行つ。

行政主席選挙法 (1968年7月15日 法律第75号)
 (その他選挙)
 第16条)
 (第49条(再選挙)又は第52条(行政主席が欠けた場合の選
 挙)の規定による選挙は、これを執行すべき事由が生じた
 日から50日以内に行なう。

2. 前項に掲げる選挙は、これを執行すべき事由が当該
 行政主席の任期が終わる前六ヶ月以内に生じた時は
 行なわなう。

(行政主席が欠けた場合の通知)
 第50条)
 (行政主席が欠けた場合は、行政副主席は、行政主席
 の欠けた日から5日以内に中央選挙管理委員会にそ
 の旨を通知しなければならない。

15977

(行政主席が欠けた場合の選挙)

第52条

行政主席が欠けた場合につき、第50条■の規定による通知を受けた時は、中央選挙管理委員会は、前条の規定により当選人を定めることができる時を除くほか、選挙の期日を定め告示し、選挙を行わなければならない。

(行政主席の任期)

第66条 行政主席の任期は、三年とする。

2. 第52条(行政主席が欠けた場合の選挙)の規定により選挙された行政主席の任期は、前任者の残任期間とする。

取扱注意

昭和46年9月

琉球政府行政主席及び立法院
議員任期延長問題関係資料

アメリカ局北米第一課

目次

頁

1. 応答要領	1
2. 米側新聞発表	3
3. 大統領行政命令関係部分	7
4. 琉球政府行政主席任期延長問題 関係経緯	11
付属(1) 立法院決議	14
(2) 屋良主席要請書簡	15
5. 行政主席の任命、選挙等の経緯	18
6. 琉球政府の推移	20
7. 琉球政府行政主席が欠けた場合の 関連規程	23

1. 応答要領

問1 今回米国政府は、行政主席及び立法院議員の任期を復帰日まで延長するため、大統領行政命令を改正した由であるが、政府は米国政府の上記措置をどう考えるか。

答 今回米国政府のとつた措置は、本年11月末に任期満了となる行政主席及び立法院議員について、琉球政府立法院の決議及び沖縄住民の民意に沿つて、その任期を復帰日まで延長することとしたものであり、政府としても明年の復帰を控え、それまでの短期間のために行政主席等の選挙を行なうことは必ずしも实际的といえない面もあると思われるので、今回の措置は時宜に適つたものと考え次第である。

問2 政府は今回の行政主席等の任期延長のため米側がとつた措置について、米国政府から事前に協議を受けたのか。

答 琉球政府行政主席及び立法院議員の任期延長問題は、元来米国政府が琉球政府の意向も考慮に入れて決定すべき問題であり、日本政府が米国政府と協議決定すべき問題ではない。しかしながら、実際問題として政府は本年3月立法院における決議及び行政主席の要請書簡発出があつた後、米側より非公式に米側の本件措置に関する意向について通報を受け、その際は、施政権の円滑な移転を望む見地から、政府としても米側が沖縄住民の意向に沿つた措置がとられることを期待するとの見解を非公式に説明した経緯がある(但し、右は協議といつた性格のものではない。)

2. 行政主席及び立法院議員の任期延長を定める
大統領行政命令改正の発出に際する米側新聞発
表(米北一仮訳) (1971. 9.10)

大統領は、琉球政府行政主席と立法院議員の
任期を琉球諸島の日本国への復帰まで延長する
ことを定める、大統領行政命令に署名を行なつ
た。本日署名された行政命令は、琉球政府の基
本的章典となつた行政命令第10713号を修正
するものである。本措置は、琉球政府行政主席
の公式の要請、並びに仮に現行行政命令の定め
るところに従い選挙が11月に行なわれる場合、
行政主席及び立法院議員は、1972年中に予
想される沖縄の本土復帰後日本国法令に従い選
挙が行なわれるまでの短期間に限り任務を行な
うこととなる旨を指摘した立法院の決議に对应
して執られたものである。選挙の延期は、琉球諸
島に対する施政権の日本国への円滑、かつ、秩
序ある移転に資することとなる。

日本政府は、新生沖縄県における選挙が復帰
後間もなく行なわれることを確認している。

琉球諸島の施政権を定める大統領行政命令第
10713号は、1957年6月5日に発出され、
その後1962年3月19日、1965年12
月20日、1968年1月31日に改正された。

(米 俚 癸 表 文)

The President has signed an Executive Order to provide for an extension of the terms in office of the Government of the Ryukyu Islands Chief Executive and Legislature until reversion of those islands to Japan.

The Executive Order signed today amends Executive Order 10713, which established the basic charter for the Government of the Ryukyu Islands.

This action was taken in response to a formal request of the Chief Executive of the Ryukyu Islands and a resolution of the Ryukyuan Legislature which pointed out that, if elections were to be held in November, as had been provided in the Executive Order, the Chief Executive and Legislators would serve only a brief time prior to the elections to be held pursuant to Japanese law upon reversion, which is expected for some time during 1972. Deferral of the elections will contribute to the smooth and orderly transfer to Japan of administrative authority over the Ryukyus.

The Government of Japan has confirmed that elections in the new prefecture of Okinawa will be held soon after reversion.

Executive

Executive Order 10713, providing for the administration of the Ryukyu Islands, was initially issued on June 5, 1957. It was subsequently amended on March 19, 1962, and on December 20, 1965, and January 31, 1968.

3. 大統領行政命令関係部分

(注：下記アンダーライン部分が今回の改正により追加された。なお、改正部分は米北一仮訳。その他の部分は琉球政府法務局編集「琉球現行法規総覧」による。)

第6節(a) この命令に別段の定めがある場合を除いて、琉球政府の立法権は、1院制の立法院に属する。立法院の議員は、1962年に琉球住民による直接選挙によつて選出されるものとし、その後は、3年の任期により3年毎に選出されるが、本改正の効力発生の日に在職中の立法院議員の任期は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定発効の日まで延長されるものとする。

第8節

(b)(1) 行政主席は、琉球住民がこれを選挙し、投票の最多数をえた者をもつて行政主席とする。ただし、投票総数の4分の1以上の得票がなければならぬ。行政主席は、立

法院議員と同じ日に選挙され、その任期は、これらの立法院議員と同一とし、任期満了後は後任が就任するまで在任するものとするが、本改正の効力発生の日に在職中の行政主席の任期は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定発効の日まで延長されるものとする。この最初の行政主席選挙は、1968年11月に立法院議員選挙と同じ日に行なう。立法院は、法をもつて行政主席選挙の手續を制定し、行政主席になるための資格条件を決定し、かつ、欠員を補う必要がある場合の特別選挙について規定するものとする。

(2) 現職行政主席の後任を選ぶ選挙またはその欠員を補う選挙が高等弁務官の定める適当な期間内に行なわれない場合は、高等弁務官は、後任が正式に選出されるまで在任すべき行政主席を任命することができる。

(英文)

Section 6. (a) The legislative power of the Government of the Ryukyu Islands, except as otherwise provided in this order, shall be vested in a legislative body consisting of a single house. Members of the legislative body shall be directly elected by the people of the islands in 1962, and triennially thereafter, for terms of three years, provided that the terms of office for incumbent members of the legislative body, as of the effective date of this Amendment, shall extend until the date of entry into force of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands.

Section 8. (b) (1) The Chief Executive shall be elected by the Ryukyu Islands. The person having the greatest number of votes shall be the Chief Executive, provided that he shall have received at least one-fourth of the total number of votes cast. The Chief Executive shall be elected on the same day as are the members of the legislative body and shall serve a term concurrent with the term of the members of the legislative body and thereafter until his successor takes office;

provided

provided that the term of office of the incumbent Chief Executive, as of the effective date of this amendment, shall extend until the entry into force of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands. The first such election of the Chief Executive shall be on the same day as the legislative elections in November 1968. The legislative body shall by law establish procedures for the election of the Chief Executive, determine the qualifications for the office of Chief Executive, and provide for special elections when necessary to fill a vacancy. (As amended by EO 11263, 1965; EO 11395, 1968)

(2) In the event that a Chief Executive is not, within a reasonable period of time, as determined by the High Commissioner, elected to succeed an incumbent or to fill a vacancy, the High Commissioner may appoint a Chief Executive who shall serve until a successor is duly elected.
(As amended by EO 11263, 1965; EO 11395, 1968)

4. 琉球政府行政主席任期延長問題関係経緯

(1) 1968年1月31日

琉球列島の管理に関する行政命令第11395号に大統領署名

(1957年6月5日行政命令第10713号の第3次改正)

要 点

- (イ) 行政主席は琉球住民がこれを選挙し、投票の最多数(ただし、総投票数の4分の1以上)をえた者を行政主席とする。
- (ロ) 立法院議員と同日に選挙。
- (ハ) 任期は立法院議員と同じ(3年)。
- (ニ) 任期満了後は後任の就任まで在任。
- (ホ) 最初の行政主席選挙は1968年11月立法院議員選挙と同日に行なり。

(2) 1968年2月1日

琉球政府行政主席公選に関するジョンソン大統領声明。

(3) 1968年2月1日

アンガー高等弁務官の琉球政府立法院における本件関係演説。

(4) 1968年11月10日

琉球政府行政主席及び立法院議員選挙。

(5) 1968年12月1日

屋良行政主席就任。

(6) 1971年2月5日

復帰対策県民会議は、行政主席及び立法院議員の復帰時までの任期延長を採択し、行政主席に答申。

(7) 1971年3月5日

琉球政府立法院は「沖縄の復帰に伴う県政移行の際の暫定措置に関する要請」(本土政府あて)及び「行政主席及び立法院議員の任期延長方に関する要請」(米国政府あて)の各決議案をそれぞれ可決。(付属(1)参照)

(8) 1971年3月25日

屋良行政主席は書簡(本土政府及び高等弁務官あて)をもつて、前記(6)(7)にかんがみ、行政主席及び立法院議員の任期延長のため必要な措置をとるよう要請。(付属(2)参照)

(9) 1971年9月10日大統領は行政主席及び立法院議員の任期を復帰まで延長するための大統領行政命令修正に署名。

付属(1) 立法院決議

行政主席及び立法院議員の任期
延長方に関する要請決議

施政権返還を来年早々に迎え、その対策が急がれているが、当院においては、県政への移行を円滑に行なうための準備に万全を期すべく努力を続けている。

琉球列島の管理に関する行政命令によると行政主席及び立法院議員の任期は、きたる11月末日までとなつてゐるが、新たに選出される行政主席及び立法院議員の任期は、復帰の日までの数カ月間であり、その選挙に貴重な時間と精力を注ぐことよりも、むしろ現在の任期を復帰の時まで延長して、県政移行の諸準備に専念させることが望ましいことであると思われる。

よつて琉球政府立法院は、現在の行政主席及び立法院議員の任期を復帰の日まで延長するよう特別の措置を講ぜられたく院議をもつて要請する。
右決議する。

1971年3月5日

琉球政府立法院

アメリカ合衆国大統領
琉球列島高等弁務官 めて

付 属 (2) 行 政 主 席 要 請 書 簡

総 渉 第 58 号

1971年3月25日

外 務 大 臣 愛 知 揆 一 殿

琉 球 政 府

行 政 主 席 屋 良 朝 苗

行 政 主 席 及 び 立 法 院 議 員 の 任 期 延 長 に つ い て (要 請)

祖 国 復 帰 の 準 備 に あ た つ て は 格 段 の ご 高 配 を た
ま わ り 、 感 謝 申 し 上 げ ま す 。

さ て 、 復 帰 に 向 け て 問 題 が 山 積 す る 中 で 、 本
年 11 月 30 日 に 期 限 切 れ と な る 行 政 主 席 ・ 立 法
院 議 員 の 任 期 の 取 扱 い が 各 方 面 に お い て 論 議 ・ 検
討 さ れ て い ま す 。

当 政 府 と し て は 、 3 月 5 日 立 法 院 議 会 の 決 議 な
ら び に 2 月 5 日 の 当 行 政 府 の 諮 問 機 関 た る 復 帰 対
策 県 民 会 議 の 答 申 を 尊 重 し 、 任 期 を 復 帰 の 日 ま で
延 長 す る こ と が 適 当 で あ り 、 か つ 、 望 ま し い と の
結 論 に 達 し 、 高 等 弁 務 官 に 対 し 別 添 の と お り 要 請
い た し ま し た 。 本 土 政 府 に お い て も 、 外 交 経 路 を
通 じ そ の 実 現 方 を 折 衝 し て い た だ き ま す よ う お 願
い い た し ま す 。

- 15 -

総 渉 第 58 号

1971年3月25日

高 等 弁 務 官 殿

琉 球 政 府

行 政 主 席 屋 良 朝 苗

行 政 主 席 及 び 立 法 院 議 員 の 任 期 延 長 に つ い て (要 請)

県 民 待 望 の 本 土 復 帰 が 1972 年 中 に 実 現 す る
こ と に な り 、 政 府 は も と よ り 全 県 民 挙 げ て そ の 準
備 に 取 組 ん で お り ま す 。 し か し な が ら 、 4 分 の 1
世 紀 に 及 ぶ 行 政 の 分 離 は 、 社 会 、 経 済 の 各 面 に わ
た つ て 本 土 の 制 度 と の 間 に 相 違 を 生 じ さ せ 、 復 帰
準 備 を 進 め る に は 、 い ろ い ろ と 複 雑 で 困 難 な 作 業
を 必 要 と し て お り ま す 。

復 帰 準 備 の 重 要 な 事 項 の 1 つ と し て 、 1971
年 11 月 30 日 に 期 限 切 れ と な る 行 政 主 席 及 び 立
法 院 議 員 の 任 期 の 問 題 が あ り 、 そ の 取 扱 い に つ い
て は 各 方 面 に お い て 論 議 さ れ 、 検 討 さ れ て お り ま
す 。 当 行 政 府 と し て は 、 下 記 の 意 見 を 取 り 入 れ 、
大 統 領 行 政 命 令 第 6 節 (a) 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、

- 15 -

それぞれの任期を復帰の日まで延長することが適当であり、かつ、望ましいと思いますので、必要な措置がとられるよう合衆国政府へご進達くださるようお願いいたします。

記

1. 立法院が3月5日の本会議において、主席、立法院議員の任期を復帰時まで延長するよう、その法的措置を日米両政府に要請する旨の決議を行なったこと。
2. 復帰に向けて県民の意見を広く徴するために設けた当行政府の諮問機関である復帰対策県民会議が2月5日開催の会議において、11月に予定されている選挙を実施しないことが望ましい旨の決定をし、主席に答申したこと。

5. 行政主席等の任命、選挙等の経緯

- (1) 1957年6月5日行政命令第10713号により、行政主席は高等弁務官が、立法院の代表者に諮つて任命することになつていた。
- (2) 1965年12月20日行政命令第11263号改正により、立法院が行政主席を指名できることとなつたが、任命権者は従来どおり高等弁務官とし、かつ、立法院が適当な主席指名を行なわないか、あるいは高等弁務官が必要と認めるときは自ら任命できることとなつた。
- (3) 1968年1月31日行政命令第11395号改正により、行政主席は琉球列島住民の選挙により選出され、投票総数の少なくとも4分の1を獲得することを条件に、最大投票数を獲得したものが行政主席となることとなつた。

(注) 立法院議員については、当初1957年6月5日行政命令第10713号により、2年間

の任期として琉球列島住民の選挙により選出されることとなつていたが、1962年3月19日行政命令第11010号改正により、任期を3年とすることに改正された。

6. 琉球政府の推移

(1) 歴代琉球政府行政主席

初代 比嘉 秀平 (52.4.1~56.10.25)
2代 当間 重剛 (56.11.11~59.11.10)
3代 大田 政作 (59.11.11~64.10.31)
4代 松岡 政保 (64.10.31~68.11.30)
5代 屋良 朝苗 (68.12.1~現在)

(2) 屋良政権の推移

(イ) 発足当時の顔ぶれ (※印はその後異動)

行政主席	屋良	朝苗
副主席	※知念	朝功
総務局長	※仲村	栄春
企画局長	※宮城	信勇
主税局長	※糸洲	一雄
法務局長	岸本	利男
農林局長	翁長	林正
通産局長	※砂川	恵勝
建設局長	※宮里	栄一
厚生局長	山川	文雄
労働局長	仲松	庸幸

文教局長 中山 興真
 警察局長(注) 新垣 淑重
 宮古支庁長 宮国 泰良
 八重山支庁長 宮良 長義

(注) 1969年8月12日警察本部長と改称

(四) その後の異動

1970.10.12 総務局長 富川 清
 1971. 5.18 主税局長 新垣 茂治
 1971. 8. 4 副主席 宮里 松正
 " 総務局長 新垣 茂治
 " 企画局長 宮里 栄一
 " 主税局長 屋部 博
 " 通産局長 喜久川 宏
 1971. 8. 9 建設局長 仲村 栄春

(3) 琉球政府職員定数の推移(1953年以降)

年度	行政府	立法院	裁判所	合計
1953	7,433	97	167	7,697
1954	7,448	97	168	7,713
1955	7,449	108	168	7,725
1956	7,252	127	229	7,608

年度	行政府	立法院	裁判所	合計
1957	7,499	127	238	7,864
1958	7,946	127	272	8,345
1959	7,923	134	304	8,361
1960	9,036	134	316	9,486
1961	9,252	135	324	9,711
1962	9,487	137	341	9,965
1963	9,974	140	367	10,481
1964	12,094	143	374	12,611
1965	12,094	146	381	12,621
1966	12,885	149	388	13,422
1967	14,757	151	414	15,322
1968	15,763	171	447	16,381
1969	15,966	174	478	16,618
1970	17,040	174	494	17,708
1971	17,235	174	495	17,904

7. 琉球政府行政主席が欠けた場合の関連規程

(1) 琉球政府章典(1952.2.29米国民政府布令
第68号)

(行政副主席の職務)

第17条 行政副主席は、行政主席の委任する
行政事務を行ない、かつ、行政主席不在の時
または行政主席に事故ある時は、その期間中
行政主席の職務を行なう。

(2) 行政主席選挙法(1968年7月15日立法
第75号)

(その他の選挙)

第16条 第49条(再選挙)または第52条
(行政主席が欠けた場合の選挙)の規定によ
る選挙は、これを行なうべき事由が生じた日
から50日以内に行なう。

2 前項に掲げる選挙は、これを行なうべき事
由が当該行政主席の任期が終わる前6カ月以
内に生じた時は行なわない。

(行政主席が欠けた場合の通知)

第50条 行政主席が欠けた場合は、行政副主
席は、行政主席の欠けた日から5日以内に中
央選挙管理委員会にその旨を通知しなければ
ならない。

(行政主席が欠けた場合の選挙)

第52条 行政主席が欠けた場合につき、第
50条の規定による通知を受けた時は、中央
選挙管理委員会は、前条の規定により当選人
を定めることができる時を除くほか、選挙の
期日を定めて告示し、選挙を行なわなければ
ならない。

(行政主席の任期)

第66条 行政主席の任期は、3年とする。

2 第52条(行政主席が欠けた場合の選挙)
の規定により選挙された行政主席の任期は、
前任者の残任期間とする。